

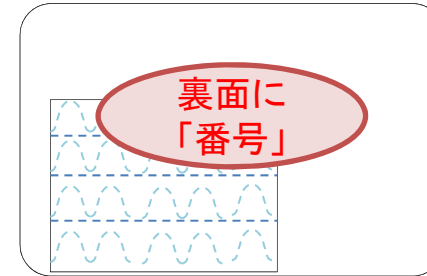
ICカードに関する検討事項

ICカードの券面



【券面記載事項(表面)】

- ・4情報
- ・顔写真
- ・有効期間



【券面記載事項(裏面)】

- ・「番号」

※ICカードの裏面に「番号」を記載することは、第4回個人情報保護WG資料2「社会保障・税に関わる番号制度における個人情報保護方策について要綱に盛り込むべき事項」による

＜今後検討すべき事項＞

- ◇偽変造防止のための対策
- ◇券面に「番号」を記載することを望まない者に対する対応についてどう考えるか
- ◇社会保障サブワーキンググループの議論を踏まえる必要がある。

ICチップ内記録事項



<住基ネットAP領域>

<公的個人認証AP領域>

認証用秘密鍵

認証用パスワード

署名用秘密鍵

署名用パスワード

認証用電子証明書

- ・認証用シリアル番号
- ・有効期間
- ・認証用公開鍵 等

署名用電子証明書

- ・署名用シリアル番号
- ・4情報
- ・有効期間
- ・署名用公開鍵 等

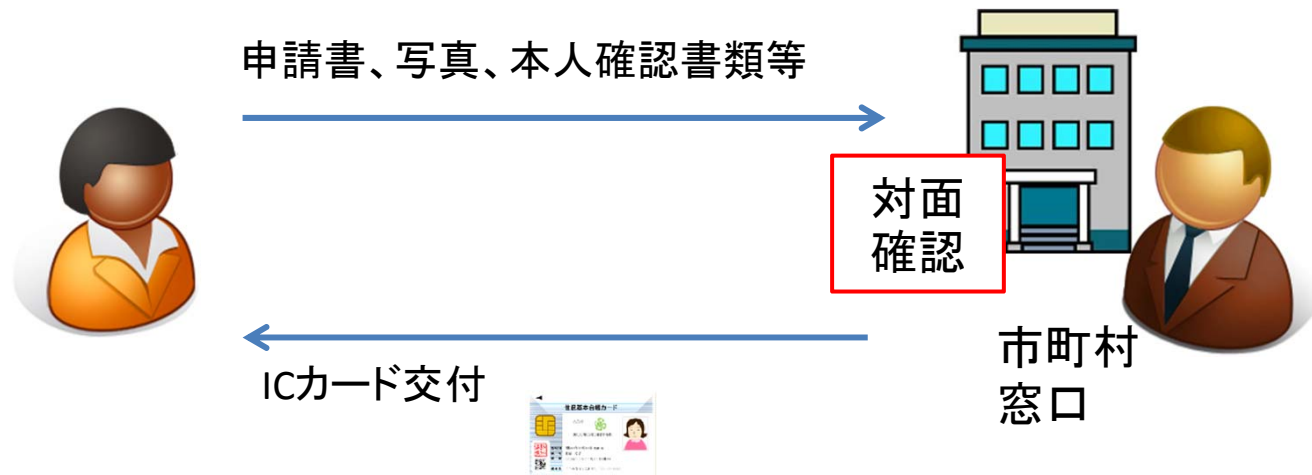
<券面記載事項AP領域>

券面記載事項

- ・4情報
- ・「番号」
- ・顔写真
- ・有効期間

<その他AP領域>

ICカード発行手続



＜今後検討すべき事項＞

◇短期間に大量のICカード(公的個人認証サービスの鍵を格納することを含む)を発行する方法

ICカード利用場面

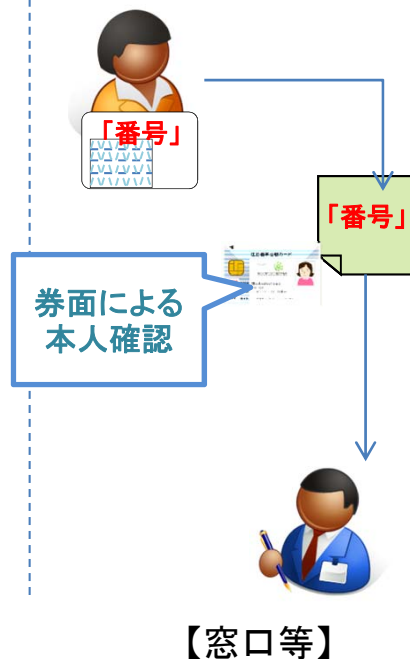
1. マイポータルでの本人確認

ICカードをカードリーダーにセットし、公的個人認証サービスの仕組みを活用してマイポータルにログイン



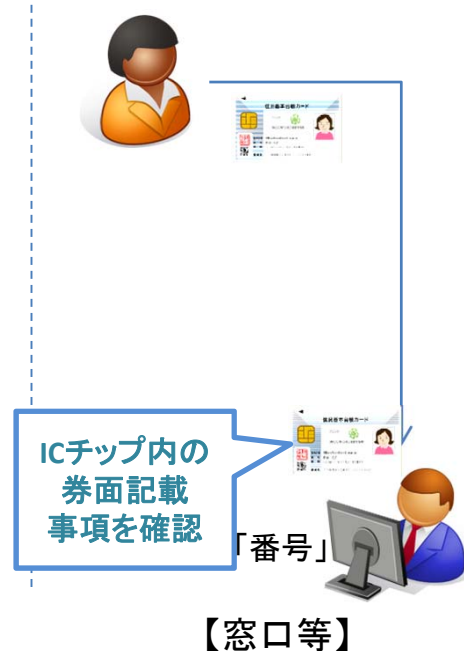
2. 窓口等における番号確認 ＜券面による本人確認及び 券面の「番号」を記載＞

ICカードの表面を提示して本人確認をした上で、ICカードの裏面に記載された「番号」を書面に記載



3. 窓口等における番号確認 ＜券面による本人確認及び ICチップ内の「番号」を確認＞

ICカードの表面を提示又は表面記載事項をカードリーダーやソフトウェアで確認して本人確認をした上で、ICチップ内に格納された「番号」をカードリーダーやソフトウェアを使って確認・利用



4. 非対面による番号確認 ＜公的個人認証サービスを活用し た本人確認及び ICチップ内の「番号」確認＞

公的個人認証サービスの仕組みを活用して本人確認をした上で、ICカードから「番号」を取り出し確認・利用

